神戸新聞 2019年07月14日 日曜日 面名 教育１ １３ 23ページ

憲法 知って考えよう ㉝

生まれながら持つ権利

今回から、日本国憲法三大原理の三つ目、**基本的人権の尊重**に入ります。基本的人権という言葉は、憲法の11条と97条に出てきます。

まず11条では「基本的人権の**享有**を妨げられない」、この憲法が保障する基本的人権は「侵すことのできない**永久の権利**として、現在および将来の国民に与えられる」と定めています。

享有とは**生まれながら持っているという意味**で、基本的人権は**人が生まれながらに持つものあるいは人が人であるがゆえに当然に持つもの**と考えられています。しかも永久不可侵の権利です。

日本人が18歳になると取得する国会議員や地方自治体の首長、議員の選挙権は国籍にかかわらず生まれながら持っているものではないので、基本的人権と異なります。そこで憲法は15条1項で、公務員の選定とやめさせる罷免は**国民固有の権利**と定めています。

一方、97条では、この憲法が定める基本的人権は**人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果**であり、確立までに過去幾多の試練にたえたと記しています。

基本的人権の前提として、歴史を学ぶ必要がありそうです。

南野森さん、内山奈月さん著「憲法主義」などを参考にしました。ゴシック体の用語は今回のキーワードです。

基本的人権

生まれながら持つもの　不可侵

11条

国民は、すべての基本的人権の**享有**を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない**永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

選挙権 → 基本的人権と異なる

97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、**人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果**であって、これらの権利は、**過去幾多の試練にたえ**、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(C)神戸新聞社 無断転載 複製および頒布は禁止します。

名前【　　】

日本国憲法の11条と97条に「基本的人権」という言葉が出てきます。

① 11条の条文を書き写しましょう。

【11条】

② 右の条文は憲法97条です。空欄を埋めて完成しましょう。

【97条】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、□□□であって、これらの権利は、過去幾多の試練にたえ、現在および将来の国民に対し、□□□である。